



緊急通報システム利用ガイド

(R7.10.1現在)

1. 緊急通報システムとは？

急病や事故等の緊急事態時に、発信機のボタンを押すと、自動的に消防署に通報され、直ちに救急活動が行われる機器です。(現時点では固定電話のみ設置可能)

<市からの貸与品>

- ① じしんたすけ本体
- ② 電源コード
- ③ 発信機
(腕時計型又はペンダント型)



弁償費 5,720円（税込）

弁償費

2,750円（税込）

弁償費（コード込み）
33,550円（税込）



2. 対象者

- (1) 利用者負担金が0円の方（緊急連絡システム）

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

ア 65歳以上で慢性的な心疾患等がある方で、以下①②に該当

① ひとり暮らし

② 日中又は夜間に一定時間上記①に該当

イ ひとり暮らしで、身体障がい者手帳1・2級を所持する方

- (2) 利用者負担金が月額500円の方（見守り通報システム）

市内に住所を有し、

65歳以上で慢性的な心疾患等がない方で、以下①②に該当

① ひとり暮らし

② 日中又は夜間に一定時間上記①に該当

3. 注意事項

- (1) 利用者負担金は、委託事業者が月ごとに口座引き落とし
- (2) 設置費用は無料（破損・紛失の際には弁償費を自己負担）
- (3) 電池交換（2年に1回実施）の際は、事業者から連絡・訪問
- (4) 誓約書の内容に違反した方は、利用廃止（撤去）の場合があります。
- (5) 不要になった場合は、長寿はつらつ課へ連絡し、撤去（返却）

4. 設置の流れ

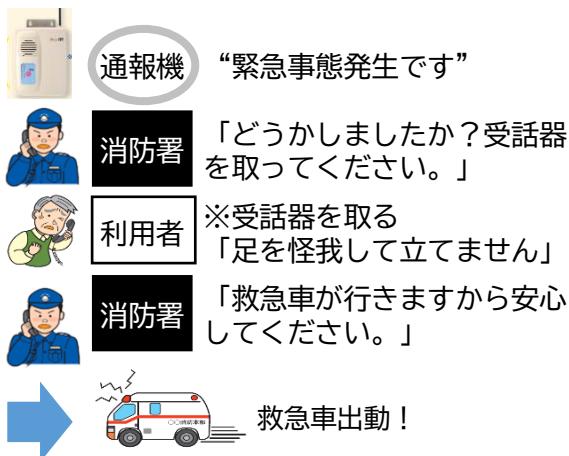
- [対象者] (1) 申請書を提出
- [市] (2) 対象者に決定通知を送付（申請書提出後約2週間で送付）
(3) 委託事業者（株式会社アルファ）に日程調整を依頼
- [事業者] (4) 対象者又は指定の連絡先に日程調整の電話連絡
※ アルファ電話番号 0120-144-294
- [事業者] (5) 対象者宅に伺い、緊急通報システムを設置
※ 発信テストを兼ねた操作方法の説明を実施
※ 対象者又は代理人の方が立ち会う必要あり
- [対象者] (6) 緊急通報システム利用開始

救急車の適正利用に御協力を
お願いいたします。

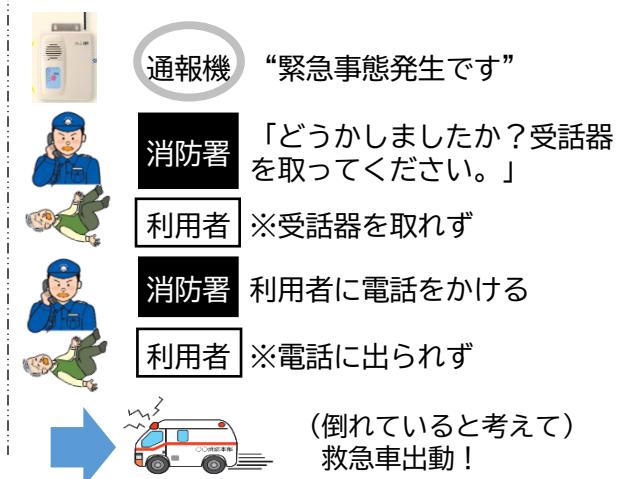
5. 通報時の流れ



— 利用者が応答できる場合 —



— 利用者が応答できない場合 —



- ※ 自室内での使用を目的としていますので
外出の際に持ち歩いても機能しません。
- ※ 緊急時には、救助者がドアや窓などを
壊して入室する場合があります。

【問合せ先】
長寿はつらつ課
元気増進係
048-477-6890